

「行政書士の実情と将来性」補足レジュメ

1 隣接法律職について

個別法に基づき弁護士の職域の一部、又はその隣接域を限定的に自己の職域法分野とする法律資格業者のこと。具体的には、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などの国家資格者を指す。

近年、この隣接法律職がクローズアップされている。なぜ注目されているかと言うと、ここ数年法令順守（コンプライアンス）が叫ばれ、行政機関の事前・事後の指導、処分が多くなってきていることが要因として挙げられる。また、法令も以前より厳しくなってきた専門的な対策が必要になってきていることも要因の一つである。

キーワード…業務の高度化・専門化

独自分野（専門分野）

弁護士…訴訟

司法書士…登記申請

行政書士…許認可申請

税理士…税務申告

社会保険労務士…給与計算・社会保険申請

職域拡大

司法書士…簡易裁判所代理権

行政書士…事実証明・権利義務に関する書類作成代理、聴聞代理

税理士…税務に関する裁判の補佐人

社会保険労務士…労働問題に関する紛争解決手続代理

2 行政書士業務の専門化

近年は、相続業務専門、入管業務専門、建設業務専門といった自分の得意分野に特化して事業展開する事務所が増えてきている。以下具体的な事例をいくつか紹介する。

事例1 自動車関連に特化している事務所

Y先生は開業半年の若い先生である。彼の実家は自動車修理及び中古車販売業を営んでいる。彼は中古車個人売買の代理を主な業務として売上を伸ばしている。個人売買での一番のトラブルは「契約関係」と「車の性能（きちんと動くか）」である。個人売買だと車庫証明、自動車の移転登録も個人でやらなければならない。さらにナンバー変更が必要な場合は、自分で車を管轄陸運支局に持ち込み、ナンバーの取付けなどを全て行う必要がある。そこでY先生は個人間の売買において契約書作成、車の性能点検・整備、移転登録申請など“車に精通していないとできない業務形態”で他の事務所との差別化を図り、成功している。出張封印制度が行政書士に認められていて、陸運支局に車を持ち込まないで、相手先の自宅などにてナンバー取付けができるので、さらなる業務拡大に取り組んでいる。

事例2 外国人業務に特化している事務所

N先生はサラリーマン時代、海外勤務を10年行ってきた。赴任先は中国、アメリカ、ブラジルなど数各国。50歳の時に行政書士として独立開業、海外勤務の語学力を駆使し、日本にいる外国人や、これから日本にやってくる外国人の為の在留許可（ビザ）申請業務に特化している。さらに、外国と日本で契約を結ぶ時の契約書作成代理や翻訳業務、各国の法律を研究し国際間の商業取引のコンサルタントも行っている。やはり語学力があると外国人との相談もスムーズに行え、海外勤務時代に培った人脈から商業契約・翻訳の依頼も多数こなしている。

事例 3 薬事法関連業務に特化している事務所

T先生は薬学部を卒業し、医薬品関連の会社に勤務していた。不況のあおりでリストラに遭い、行政書士試験に合格し行政書士として独立・開業した。会社勤務時代に薬事法関連の申請を何回か行った経験があったので、この分野に特化して業務を行っている。海外から医薬品を輸入してインターネットなどで販売する時は、この薬事法の申請が必要な場合がある。この分野は薬事に関する知識がないと申請手続きが行えないのでT先生はこの分野の第一人者として現在も活躍している。

さらに行政書士業務も高度化・専門化している

許認可業務の種類は何千種類と言われていますが、年齢、性別、国籍など関係なく自分の今までの経験や得意分野を生かして仕事ができるのが行政書士業務の魅力である。

以 上

Administrative Solicitor【行政書士を知る】 行政書士の仕事



コンサルティングから書類の作成、そして提出代理まで、
その持てる知識をフル活用し、トータルサポートしていく。
それが行政書士の仕事です。

行政書士の仕事は、大きく分けて、官公署へ提出する書類、権利義務や事実証明に関する書類を作る「書類作成業務」、「許認可申請の代理」、そしてクライアントからの相談を受けアドバイスをこなす「相談業務」の3つに分類されます。

平成14年7月から行政書士にも代理権が認められ、国民と行政のパイプ役を担う法律の専門家として、ますます活躍の場が広がっています。

行政書士の 法定業務

行政書士法第1条の2
及び第1条の3記載

1 書類作成業務

行政書士は以下の書類について業務として作成することができます。

- ◎国や地方公共団体など、官公署に提出する書類
建設業許可・会社設立・帰化申請・風俗営業許可等
- ◎事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)
内容証明郵便・財務諸表・会計帳簿・風俗営業許可申請時に添付する店の配置図等
- ◎権利義務に関する書類
遺言書・遺産分割協議書・示談書、会社の定款や就業規則等の作成

※契約書の作成代理人として法的問題点が起こらないよう、予防法務的視野に立って契約書等の作成をしていきます。

2 許認可申請の代理

作成した書類を官公署へ提出する手続きについて、依頼主に代理して提出を行う業務です。国民と官公署を結ぶパイプ役として、折衝能力が求められます。

3 相談業務

行政書士は顧客から依頼された書類作成について相談に応ずることが業務として認められています。相続手続に関する相談といった個人レベルの内容から、企業の経営・法務相談といったコンサルティング業務まで、内容は様々です。現在では、書類を作成しなくても、依頼者に相談料を請求することも可能となっています。最近の行政書士は、書類作成に伴う相談業務だけではなく、顧客が抱える問題を法的に解決したり、新規ビジネスの提案をしたりなど、コンサルティング業をメインとする人も多くなっています。

行政書士の主な業務

行政書士は大変幅広い活動分野を持っていますが、その全てをこなすのは不可能です。自分の専門分野をいくつかに絞り、その分野の専門家として活躍している行政書士が多いようです。具体的な業務の例として、以下のようなものが挙げられます。



【会社設立業務】

株式会社の設立・書類の作成 など

会社設立のためには、定款の作成や登記関連のさまざまな書類の作成、申請が必要となります。行政書士はこの準備段階から相談を受け、会社設立までの一連の作業に協力していきます。

※登記業務は司法書士または弁護士
の法定業務となっております。

【国際関係業務】

帰化申請・永住許可申請 など

日本に帰化を希望する外国人の数は、年々増加しています。行政書士はこれらの人々の帰化申請や永住許可申請に関わる書類の作成、手続きの代行を行っています。

【建設業関連業務】

建設業許可申請・
宅地建物取引業免許申請 など

建設業を営むもの、および宅地建物取引業を営むものについては、それぞれ申請が必要であり、申請後も変更・更新の手続きが必要となります。これらの手続きを行う業務です。

【風俗・衛生関連業務】

風俗営業許可申請・旅館営業許可申請・
飲食店営業許可申請 など

パチンコ店やバーなどのいわゆる風俗営業店や、旅館、飲食店などの開業および変更等に必要な書類の作成、申請などを行う業務です。もちろんこれらの開業に伴う相談なども受けていきます。

【その他の業務】

運輸関係業務・遺言相続業務・
著作権登録申請 など

行政書士は運送事業者について定められた許可申請全般の書類作成・申請を行うほか、相続関連の業務として、生前に行う遺言書の作成方法のアドバイスや、実際の作成の立会い等を行っていく遺言相続業務を行っています。また近年特に注目されているのが著作権などの知的所有権を保護するための著作権登録申請業務です。これらの書類作成や申請を行うほか、逆に他人の著作権を侵害しないように指導していきます。



行政書士の仕事の範囲がとても広いのはわかったけど、 どうしても仕事のイメージがわからない…。 もっと具体的に教えて！

そこで

**第一線でご活躍されている
田代 薫先生に、行政書士の
業務についてさらに具体的に
お話していただきました。**



【プロフィール】

行政書士 田代 薫 先生

1971年8月8日生まれ、埼玉県出身。大学卒業後、公務員試験の受験予備校で講師として勤務。2002年1月行政書士試験合格、同年5月行政書士登録、2003年4月にさいたま行政書士合同事務所を開業。現在、行政書士3名、補助者1名、さらに司法書士事務所や税理士事務所等とも提携してワンストップサービス型事務所として業務を行う。CFPの資格を活かして、コンサルティング業務も展開している。

【さいたま行政書士合同事務所URL】

<http://saitama-gyosei.com/index.html>

『行政書士の業務について（総論）』

行政書士が法律上行える業務は大きく分けると2つに分類されます。1つ目は「官公署に提出する書類」の作成とその代理、相談業務、2つ目は「権利義務・事実証明に関する書類」の作成とその代理、相談業務です。我々の業界では前者を「許認可業務」、後者を「民事法務業務」という区分で分けています。

『行政書士が業として行える業務とは？』

弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士などたくさんの士業があります。それぞれ業として行える業務（報酬を得て行う業務）というものがあります。税理士は税務申告、司法書士は登記申請、社会保険労務士は労働・社会保険諸法令にもとづく申請・届出などです。弁護士は基本的に全ての法律業務ができます（ただし、他の士業に登録や入会が必要場合があります）。行政書士は、「許認可申請（上記士業の業務以外）のほとんどが業として行える業務」になります。例えば、行政書士または弁護士でないと、外国人を招聘するための在留資格認定証明交付申請を代理申請できません。建設業の許可申請も同じです。

『許認可業務とは？』

行政書士は官公署に提出する書類の作成、相談、手続きの代理を行うことを業としています。その書類のほとんどが許認可に関するもので、その種類は1万種類を超えるとも言われています。（ただし、他の法律で制限されている業務は行えません。）例えば、農地転用の許可、飲食店を開業するにあたっての食品衛生許可、産業廃棄物の収集運搬業許可、外国人が日本国籍を取得するための帰化申請、会社設立、著作権登録申請、外国人が日本での在留（留学、就職、国際結婚等）を希望する場合に行う在留資格認定証明書交付申請、建設業許可申請、入札参加資格審査申請などがあります。

『民事法務業務とは？』

権利義務に関する書類とは、権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類をいい、具体的には、遺言書の作成、遺産分割協議書の作成、各種契約書の作成、内容証明郵便の作成などです。事実証明に関する書類とは、社会生活にかかわる交渉を有する事実を証明するにたる文書をいい、具体的には、交通事故にかかる損害賠償算定の資料作成（慰謝料、入院費、休業損害などの算定）を行ったり、銀行などから融資を受ける際に、会社の財務状況、事業計画などを作成して融資の申込み等を行ったりします。意外に知られていませんが、会計帳簿の作成も事実証明に関する書類にあたるので、行政書士の業務になります。（但し、税務申告は行えません。）

『行政書士はどのように仕事をしているのか？』

私の事務所での業務を例に挙げますと、仕事の流れには大きく分けて2つのパターンがあります。

1つ目のパターンとして、一人の依頼者と長く関わりながら、様々な内容の仕事をするケースです。

具体的には、最初にある人から許認可申請の依頼があり、建設業の許可を取得します。その後、その依頼人が事業に成功し、個人事業主から会社設立を考えるようになり、その依頼が来ます。さらに、その会社の取引における契約書の作成依頼や相談が来ます。そして、許認可の更新時には申請手続きの依頼を受ける…というように、たとえ依頼主が一人でも、数種類の仕事の依頼を受けることになります。

もう一つのパターンは、遺言書の作成、相続手続、交通事故の調査・相談、内容証明郵便の作成など、様々な依頼人からの相談業務を反復継続して行うケースです。

当然両方のパターンとも、HPや電話帳などで宣伝を行ったり、異業種交流会などで名刺交換などを行いながら仕事を取得していきます。

『行政書士はコンサルタント!』

行政書士の仕事は書類を作成するだけだと一般の方には思われています。それだけではなく、どんな書類を作成するのともあまり知られていません。さらに、民事法務分野の仕事もできるということを知らない人がたくさんいます。

ここで伝えたいことは、行政書士の仕事において、書類作成は全体の2割程度で、残り8割はヒアリング&コンサルティングだということです。

私たちが仕事の依頼を受ける時には、必ず依頼者と話し合いをします。例えば、産業廃棄物収集運搬の許可申請を行う場合は、申請する会社の財務状況や、運搬するトラックが収集運搬に適合したものか、石綿を運搬する場合は飛散しない運搬方法か、会社の役員・株主が過去5年重大な犯罪を行っていないかなどをしっかりとヒアリングする必要があります。それらの条件をクリアしていないと許可されないからです。私たちは依頼を受けた時、法律での基準を満たしているかをヒアリングして、問題点を直すことが可能な場合はその指導を行い、特に問題がなければ依頼を受けるようにしています。契約書の作成も遺言書の作成も全て、依頼人から問題点を聞き出し、その問題点を分析し、法的に問題がないように契約書の作成を行ったり、トラブルが起きないように遺言書の作成を行うのです。

『行政書士は身近な法律家!!』

今までお話ししてきたように、行政書士はただ単に書類を作成するのではなく、書類を作成する上で、相談者の疑問・悩み・不安に答えるのが仕事であり、私たちの使命でもあります。近年、試験が難しくなってきたのも、行政書士が実務家として最低限の知識を求められている証拠だと思います。現在行政書士を目指している人も、これから資格取得を考えている人も試験に合格して、一日も早くこの世界で活躍してください。



Administrative Solicitor【行政書士を知る】 行政書士の将来性と ダブルライセンス

実務家による話を直接聞けるチャンス！
実務家無料公開セミナー
「行政書士の実情と将来性」開催！
→詳細はパンフレット裏表紙へ

【行政書士 今後の展望】

■行政書士法人の設立

行政書士法人の設立を可能にする改正法が平成16年8月1日に施行されました。法人化には以下のようなメリットがあります。

- ①法人化することにより、経営基盤が強固になります。
- ②一人の行政書士の能力には限界がありますが、複数の行政書士がそれぞれの専門分野をもって業務遂行することにより、様々な分野に対応でき、お客様に対してワンストップサービスで応えられるようになります。
- ③万一、一人の行政書士に事故があった場合でも、法人として事件の解決に責任を持つことができ、対外的な信用も増加します。

■行政書士と代理権

平成14年7月1日に改正行政書士法が施行され、行政書士に「代理権」が付与されました。これにより、「官公署に提出する書類の提出手続代理」や、「契約その他の書類作成の代理」ができるようになり、業務の幅が拡大しました。

■今後の行政書士

様々な社会情勢の変化、高度情報通信社会の進展、司法制度改革などにより行政書士に対する役割が増大してきています。近年の試験制度改正を見ても、行政書士に対する大きな期待が伺えます。行政に対する手続の専門家として・権利義務に関する私人間の契約書作成等の専門家として・司法制度改革に伴って活躍が期待される隣接法律専門職種として、様々な場面での活躍が行政書士に期待されています。



先程、行政書士の業務についてお話いただいた田代薫先生に、
再び「行政書士の将来性」や「ダブルライセンス取得のメリット」
などについてお話いただきました。

将来性はあるの？ ダブルライセンスはどんなメリットがあるの？

『行政書士の将来性』

近年、行政は規制を強化しております。関係企業は行政が規制する細かな法令等を熟知してコンプライアンス（法令遵守）精神を守ることが特に重要になってきました。また、許認可が必要な場合はきちんと申請をしておかないと、廃業や営業停止、悪質な場合は刑事罰まで科せられる事態になりかねません。それくらい、行政機関は厳しく法令を適用して指導・処分などをします。

これからの行政書士は、税務申告では税理士が大きな役割を果たしたように、行政手続（許認可業務）や行政規制に対して大きな役割を果たす時代が来たと思っています。私の事務所には数多くの税理士事務所から、許認可に関する相談や依頼が寄せられます。ちなみに、税理士は税理士資格で行政書士登録も可能で、数年前までは税理士が本業の傍らで行政手続や許認可申請を行っているのが大半でした。ところが、ここ数年は規制が厳しくなり、更に法令の改正なども頻繁にあるため、税理士が本業の傍らで手続きできないくらい専門的になっています。そこで我々行政書士は、弁護士や税理士以上に行政に関する法令を熟知、研究して「行政手続のプロ」として活躍する必要がある訳です。また、弁護士や税理士の顧問先企業が許認可をもらえなかったり、営業停止・廃業などになったりしたら企業や弁護士、税理士も困りますから、我々に対する期待は一層高まっております。

『ダブルライセンスで更に将来性はアップ』

■社会保険労務士資格とのダブルライセンス

ダブルライセンスの取得において、私が実務を通して感じたのは、行政書士と社労士が一番相性が良いということです。行政書士に対して一番依頼が多い業界は建設業界です。この業界は労働安全に関する対策も必要ですし、労災事故が起きる確率も高いので、労災申請の依頼もたくさんあります。建設労働者の雇用に関しても、常勤や日雇いなどバラバラなことが多いので、社労士資格も併せ持てば労働者の労働契約や給与計算なども手掛けられます。

■FP資格とのダブルライセンス

私はCFPの資格も持っています。行政書士業務で相続・離婚の相談や依頼があった場合は、私の事務所では相続後のライフプランや離婚後のライフプランなどを作成することもあります。FPの保険、不動産、年金など幅広い知識を活かすには最適です。

■簿記資格とのダブルライセンス

行政書士は業として会計帳業務が行えます。日々の会計帳のお手伝いをし、貸借対照表や損益計算書の作成も行なえます。ただし、税務申告は行えませんので税務申告は税理士にお願いするかご本人に申告してもらうことになります。行政書士でこの記帳代行を業務にしている方が実際にい

て、税理士と一緒に仕事をしたり、税理士から外注されて記帳代行を行う場合もあるようです。

「行政書士」はその他の資格との相性も抜群です!!
『ダブルライセンスで限りなく広がる可能性について』
の詳細は12ページへ→

『行政書士を目指される方へのメッセージ』

私が行政書士として登録したときに、行政書士会からPR用のポスターをもらいました。そこには「行政書士は街の身近な法律家」と書かれていました。行政書士は相続や離婚などの身近な相談から、行政手続における企業の顧問など幅広く活躍できる仕事です。行える業務の幅が広い分、情報にアンテナを張り、どこにニーズがあるか、今後依頼が増えそうな仕事はどういったものなのかを事前につかんで、その業務を専門的に行ったりすることによって、自分次第でいくらでも可能性を拡げることができます。収入が増えるか増えないかは全て自分次第ということです。

行政書士に興味をもたれた方は、試験までまだ時間がありますから今すぐに勉強を始めてみてください。やはり、短期間で合格を目指すようであれば、独学よりも受験予備校機関を利用し、一年でも早く合格して、少しでも早く実務経験を積んだ方が良いでしょう。皆様のご健闘を心よりお祈りしております。頑張ってください!

行政書士の一日

行政書士の仕事や将来性、ダブルライセンスのメリットなどはよく分かりました。
それでは先生は普段行政書士としてどんな一日を過ごされているんですか？



行政書士の田代薫先生に、
普段どのようにお仕事をされているのか、
ある一日の様子を教えてくださいました。

- 5:00** ●起床 新聞に目を通す。気になる本を軽く読む。
- 5:30** ●自宅の掃除をする。
- 6:00** ●テレビを見ながら朝食を食べる。
- 6:30** ●国際業務に対応するため、語学の勉強。(今日は英語)
- 8:00** ●身支度をして、事務所へ出勤。
- 8:10** ●事務所へ到着。(自宅から自転車通勤)
事務所の掃除、メールやFAXのチェックをする。
- 8:15** ●今日の動きをスケジュール手帳に書き込み、予定を確認。
- 8:30** ●他のスタッフとお互いの予定を確認。
- 8:45** ●後見人を行っている依頼者(73歳 女性)の病院へ訪問。
担当看護師長と介護療養型医療施設サービスに移行する手続きの打ち合わせを行う。
- 9:30** ●事務所に戻り、建設業許可申請の依頼者にTELをして必要書類をFAXしてもらう。
送ってもらった資料に問題があったので、他のスタッフと相談。念のため、埼玉県建設業課にTELにて事前協議。
- 10:30** ●電話にて就労ビザ(在留資格)取得の相談。
入管法で認められていない単純労働受入れだったのでお断りする。
- 11:00** ●メール相談(遺言書作成)の回答内容を調べ、他の先生に返信メールの内容を確認してもらう。特に問題がなさそうなので、相談内容を返信。
- 11:30** ●お客様から抵当権抹消登記の依頼を受けたので、仲間の司法書士へ相談&依頼。



- 12:00** ●昼食。
- 12:30** ●離婚相談の電話。
妻に不倫され、慰謝料請求のことや親権に関することの質問を受ける。
- 13:00** ●契約書作成の相談者が事務所へ来訪。
相手企業が用意した契約書に問題がないか検討する。
- 14:30** ●東京都宅地建物取引業免許申請を行う。
担当者で申請書、添付資料を確認。
特に問題がなかったので無事受理される。
- 14:45** ●後日申請予定の産業廃棄物収集運搬許可申請の不明な点を、担当部署にて質問する。(許認可業務は裁量が広いので、役所との事前相談が大切)
- 15:30** ●書店に立寄る。(業務に関連する本や資料を探す)
- 16:30** ●事務所へ戻る。本日届いた郵便物を確認。
先日請求した相続人調査に関する戸籍が届く。内容を確認すると、まだ取得する必要がある戸籍を発見。再度、戸籍請求の手続きを行う。
- 17:30** ●会社設立の相談者が事務所へ来訪。
打ち合わせをして、必要書類や手続きの説明をする。
- 18:30** ●本日の仕事の確認、会計帳簿の確認、あとかたづけ。
- 19:00** ●本日は残業がないので業務終了。
- 19:30** ●事務所裏のスポーツクラブへ。
- 21:00** ●帰宅。



行政書士試験の概要



これからの行政書士は、行政に関する手続の専門家・権利義務に関する私人間の契約書作成の専門家、また、司法制度改革などの変革に伴い隣接法律専門職として幅広い期待をされています。

2006年度より実施されている新試験制度では、行政書士に対するこれらの幅広い期待に応えるため、また法律家としての行政書士への期待から、法令科目の出題の増大・内容の改正が行われました。具体的には、法令の知識を有するかどうかだけでなく、法令に関する理解力・思考力等の法律的な素養を身に付けているかをより一層問われる試験になりました。

試験要項 (2009年度例)

試験日 → 11月第2週の日曜日に実施 ※2009年度は11月8日(日)に実施

試験時間 → 午後1時から午後4時まで

願書配布期間・受験申込受付期間 → 8月上旬～9月上旬

受験資格 → 特になし(どなたでも受験できます)

合格発表 → 2010年1月下旬

試験科目 (2009年度例)

行政書士の業務に関し必要な法令等

出題数 46題

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法、基礎法学

行政書士の業務に関連する一般知識等

出題数 14題

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

出題形式 (2009年度例)

「行政書士の業務に関し必要な法令等」→ 択一式(多肢選択式を含む)及び記述式

「行政書士の業務に関連する一般知識等」→ 択一式

◎記述式は、40字程度で記述するものが出題されます。(2009年度例)

合格基準 (2009年度例)

【下記の要件のいずれも満たした受験生が合格】

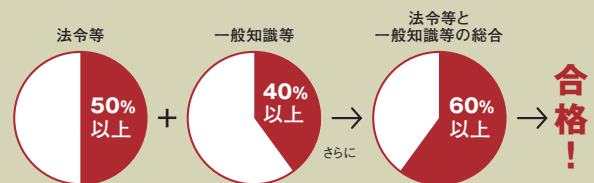
■「行政書士の業務に関し必要な法令等」科目の得点が、満点の50%以上である者
＝法令等の得点が、**244点中 50%**にあたる**122点以上**であること

■「行政書士の業務に関連する一般知識等」科目の得点が、満点の40%以上である者
＝一般知識等の得点が、**56点中 40%**にあたる**24点以上**であること

■試験全体の得点が、満点の60%以上である者
＝試験全体の得点が、**300点中 60%**にあたる**180点以上**であること

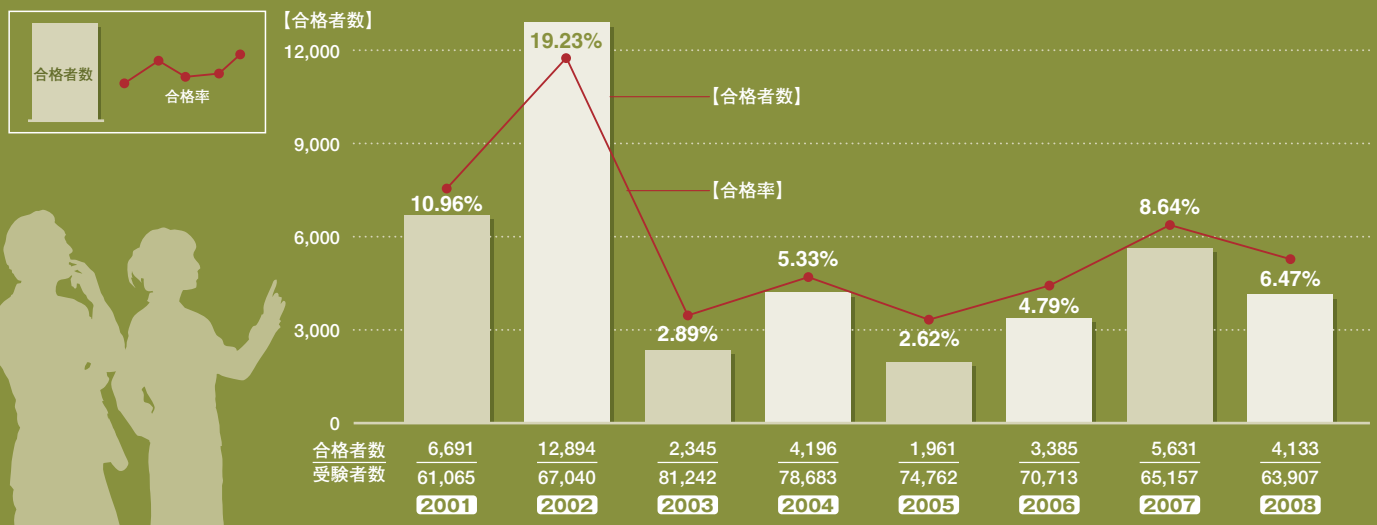
POINT!

各分野ごとに必要最低点があるので、バランスの良い学習が必要となります。



(注) 合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置が加わることもあります。

受験者数・合格者数・合格率



試験に関するお問い合わせ

財団法人 行政書士試験研究センター

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階
TEL:03-5251-5600(試験専用) <http://gyosei-shiken.or.jp/>

試験科目概要・出題数

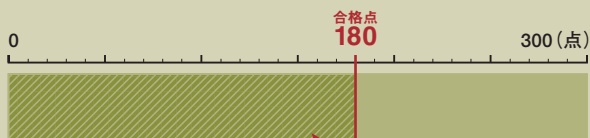
科目			2008年度					2009年度	内容・傾向
			択一式 (1問4点)	多肢 選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)	配点	計		
法令等	憲法		5	1		28点	46問 [244点]	46問	国家の基本法で、国民の自由、権利の保障、国家組織・運営について定めた法である。
	民法		9		2	76点			一般市民同士の法律関係について広く適用される法律で、「財産法」「身分法」の分野からなる。
	行政法	一般的な法理論	4		112点	46問 [244点]			行政の組織・活動についての法令及び事項。
		行政手続法	3						許認可などの行政処分、行政指導、届出に関する手続きについて定めた法律。
		行政不服審査法	2						行政の処分の取消を求める不服申立等について定めた法律。
		行政事件訴訟法	3	1					行政救済法の一つで、国の不法行為に対する賠償請求等について定めた法律。
		国家賠償法・損失補償	2	1					地方公共団体の組織、運営について定めた法律。
		地方自治法	5	1					商人の法律関係について適用される法律で、商人の活動、会社組織・運営について定めている。 (2007年度本試験より会社法含む)
	商法		5			20点			法律関係・法令用語の基礎知識を問われることが多い。範囲は広範となる。
	基礎法学		2			8点			要旨・空欄補充・並び替えなどの問題が出題されている。
文章理解		3			12点	14問 [56点]	14問	国際問題、国内情勢、経済、財政等幅広く出題されている。	
政治・経済・社会		6			24点			インターネットに関連する内容や個人情報保護法から出題されている。	
情報通信・個人情報保護		5			20点				
計			54問 [216点]	3問 [24点]	3問 [60点]	300点	60問	60問	

行政書士試験攻略のポイント

POINT!

満点を目指す必要はありません!

10ページの合格基準をご覧ください。行政書士試験は、(法令科目と一般知識科目の各基準点をクリアした上で)試験全体の総得点300点中、6割の180点をとれば合格できる試験だということを、まず認識してください。試験に出題される範囲は膨大なため、満点を目指すような学習法に取り組んでしまうと、いくら時間があっても足りません。行政書士試験に短期間で合格したいという方は、満点を取ろうという気持ちを捨ててください。TACでは、受講生の方が必要最小限の時間と労力で合格をつかみ取れるよう、無駄をなくし、合格に必要な知識を効率よく学習することに重点をおいています。



POINT!

配点の割合から学習ウェイトを考える

2008年度の行政書士本試験において、どのような配点割合となっていたかを見てみると、下記の表のような結果となりました(表1参照)。配点割合を詳しく見てみると、行政法と民法の2科目で60%以上を占めることがわかります。つまり、行政書士試験の合格を握るカギは「行政法」と「民法」に学習のウェイトをおき、いかにこの科目を攻略するかにかかっていることがわかります。また、この2科目は2006年度の試験改正時から記述問題で必ず出題されているということもありますので、TACで行うミニテスト・科目別答練・上級演習答練・総合答練などのアウトプットの機会でも記述問題に対してしっかりと解答できるようにしておくとういでしょう。

さらに、総得点の300点中、約8割の244点が法令科目(憲法・民法・行政法・商法・基礎法学)からの出題となっています。つまり、法令科目にウェイトをおいた学習を心がけ、一般知識科目では、合格基準点を目標に学習を進めた方がよいでしょう。ただし、出題範囲の広い政治経済社会などを含む一般知識科目は独学では特に対策が難しく、徹底して出題分析された講義などを通じて、効率よく学習することが合格への近道となるでしょう。

【表1】配点割合による科目比較(2008年度本試験)

	配点	配点割合
行政法	112点	37%
民法	76点	25%
政治経済社会・情報通信 (うち情報通信・個人情報保護)	44点 (20点)	15% (7%)
憲法	28点	9%
商法	20点	7%
文章理解	12点	4%
基礎法学	8点	3%

Administrative Solicitor【行政書士を知る】

あなたの可能性を広げる 最適な資格「行政書士」



行政書士試験では、行政書士の多様な業務に対応するために、法令及び一般知識の幅広い範囲から出題されます。行政書士試験のために学習した法令や一般知識は、日常生活でも十分役立つものが多いことと、2006年度の試験改正により科目の改変があったことから、合格後には他の資格試験をますます目指しやすくなりました。このことから行政書士試験はまさに「可能性を広げる最適な資格」であるといえます。



→行政書士の資格取得があなたの可能性をさらに広がります！

✓ 大学生は有利

学習環境に最も恵まれているのが大学生です。時間的な余裕、大学の講義との相乗効果など、受験勉強には有利な点が多いのです。また、行政書士試験の出題科目の性質上、公務員試験や宅建、司法書士などの法律系資格への足掛かりとしては最適といえます。取得後は国家資格の肩書きに加え、書類作成や法務のスペシャリストとして、企業の総務や経理部門などの門戸が開かれるなど、就職活動の武器としても有効です。

✓ 社会人はキャリアアップに

社会人の方にとって、仕事と試験勉強の両立は厳しいものです。しかし、資格というものの必要性は痛感されているのではないのでしょうか。そこで行政書士の資格取得がキャリアアップへの近道となります。難関といわれる資格は合格まで長い時間を要しますが、行政書士ならば短期間で合格レベルまで達することができます。特にTACなら、要所を押さえた教材、安心のフォローシステムなど、「働く人」でも安心です。また、独立開業など、社会人として「第2のスタートライン」を目指すことも、もちろん可能です。

✓ 主婦にもオススメ

最近、自己啓発として資格に挑戦される主婦の方も増えてきています。そこで法律資格の中でも特に行政書士の資格取得はお勧めです。多くの法律科目学習があり、敬遠される方もいらっしゃいますが、その多くは基本的な部分からの出題なので、初学者の方でも安心して生活に密着した知識を身につけることができます。また学習期間についても、他の法律資格に比べれば短時間の学習で十分合格レベルに達しますので、家事との両立もそう難しくはありません。

更なるステップアップへ ～ダブルライセンスの取得～

試験科目が類似！

公務員の試験は、一般知識を問われる「教養試験」と法律・経済などを問われる「専門試験」と小論文で行われます。そのため、行政書士の試験科目と類似しており、行政書士の試験勉強は、そのまま公務員試験対策にもなります。また、公務員になった後も行政事務のスペシャリストとして活躍できます。

仕事の幅が広がる！

行政書士と司法書士は業務上でも試験学習上でも大変相性の良い資格です。司法書士は登記を専門にしていますが、行政書士の資格と併せ持つことにより、例えば会社設立業務においても定款の作成から法務局への登記申請までワンストップで行うことができます。また、学習上でも「憲法」「民法」「商法・会社法」など多くの科目が行政書士試験と重なるのも大きな魅力です。

行政書士が受験資格に！

多様化している労働環境問題や高齢化社会で重要視される医療・福祉問題を抱えている現在、時代が必要としている資格です。行政書士試験の合格者には社会保険労務士試験の受験資格が与えられるので、ステップアップには最適な資格といえます。

注目のビジネス資格にも直結！

ビジネスに絡む様々な法律を幅広く学ぶことができる「ビジネス実務法務検定試験®」を社内の能力評価の参考にする企業が増えています。行政書士試験対策で得た民法、商法の知識はそのまま合格へとつながります。

簿記の知識があればさらに業務に活きる！

行政書士は中小企業等の経営効率改善の相談を受け、お手伝いをします。また、事実証明に関する書類を作成する際には会計書類作成の依頼を受けることもありますので、行政書士として活躍していく中で簿記の知識がある場合は大いに有利に働き、最大限に活かすことができます。

目指せ！法務コンサルタント！

経営コンサルタントとして、社会における需要がますます高まっている国家資格です。企業は経営コンサルタントと同様に、業務に伴う許可申請や法務の相談に乗ってくれる人を必要としています。行政書士と中小企業診断士、両方の資格を有していれば鬼に金棒です。

一気にダブルライセンス！

宅建試験も行政書士試験と同様に「法律試験の登竜門」的位置付けにあります。また、行政書士試験とは「民法」の試験科目が重複するので学習が有利になります。一気にダブルライセンスを取得することも夢ではありません。

